2025年4月1日以降始期契約用

The New India Assurance Co. Ltd.

重要事項等説明書と併せてご確認ください。

施設賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加条項＋施設所有管理者特別約款

この保険は、所有、使用または管理している施設・設備・用具等の管理の不備または業務遂行中に起こした偶然な事故に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償をご希望されるお客さまにおすすめる商品です。
商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

ニューインディア保険会社

施設賠償責任保険の内容

■施設賠償責任保険の概要

所有、使用または管理している施設・設備・用具等の管理の不備または業務遂行中に起こした偶然な事故に起因して、
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■お支払対象となる事故

次のような事故によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
●所有、使用または管理している施設・設備・用具等の管理の不備が原因の偶然な事故
●業務遂行中の偶然な事故
施設内外で行われる生産・販売業務、サービス業務等の業務遂行中に、従業員の不注意によって生じた偶然な事故をいいます。

■保険金をお支払いする主な事故

保険金をお支払いする主な事故

- ビル火災が発生し、避難階段に不備があったために、お客さまが死傷した。
- ビルの外壁がはがれ落ち、通行人がケガをした。
- 遊園地でブランコの鎖が腐食していたために、ちぎれて、子供がケガをした。
- 自転車で配達中に、運転を誤り、通行人に衝突してケガをさせた。
- 展示会のお客さま誘導中に、お客さま誘導の不手際によりケガ人がでた。
- 商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせた。

■対象となる施設

工場、事務所、ビルディング、商店、劇場、映画館、学校、病院、遊園地、広告塔、看板などの各種施設
※旅館、ホテルおよびＬＰガス販売業者については、お引受けできません。

■保険金をお支払いできない主な場合

●保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
●戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等に起因する賠償責任
●地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
●被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
●被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に対する賠償責任
●排水または排気（煙または蒸気を含みます。）に起因する賠償責任
●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
●施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
●航空機、エレベーター・エスカレーター、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物による賠償責任
●給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任（注）
●屋根、樋（とい）、扉、戸、窓もしくは通風筒から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
●仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
●被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する賠償責任
  ・医療行為
  ・あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
  ・法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師に限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
  ・身体の美容または整形
●弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任　など

（注）漏水補償特約条項をセットされている場合は、補償対象となります。

■保険期間

●保険期間は、原則として１年となります。

■セットできる特約条項

●漏水補償特約条項
給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

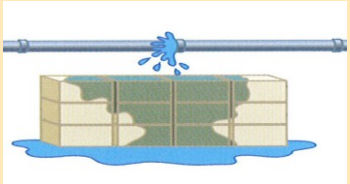

●その他の特約条項については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

■保険料の算出

保険料は、施設の種類によって、「面積」・「賃金」・「売上高」・「入場者数」(注1)」などを保険料算出の基礎として、算出します。なお、算出の基礎が「賃金」・「売上高」・「入場者数」(注1)」等の変動する数字の場合には、保険契約時に保険期間中の「予想賃金」・「予想売上高」・「予想入場者数」等に基づく暫定保険料をお支払いのうえ、保険期間満了時に実際の「賃金」・「売上高」・「入場者数」等に基づき、確定保険料との差額を精算(注2)してください。

（注１）「行事等」（行事、催し、娯楽等をいいます。）の場合は、「入場者数」を、有料・無料にかかわらず、保険期間中の「予定入場者数」とし、確定精算を省略することができます。

（注２）確定精算省略特約条項をセットする場合は、直近の会計年度における「売上高」等により、保険料を算出し、確定精算を省略することができます。ただし、「行事等」を保険料算出の基礎とし、確定精算を省略する場合は、確定精算省略特約条項をセットする必要はありません。

ご注意いただきたいこと

お支払いする保険金

損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対し支払うべき治療費または修理費用等
求償権保全費用	発生した事故について、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要または有益であった費用
損害防止軽減費用	事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停のための費用
保険会社への協力費用	弊社が必要に応じ被保険者に代わり、発生した事故の解決にあたる場合に、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合に、損害防止に努めた後に賠償責任がないと判明したときに、被害者の応急手当、病院への搬送、その他緊急措置に要した費用

告知事項・通知事項

■契約締結時におけるご注意事項（告知事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険契約申込書およびその付属書類の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります。取扱代理店に告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。

■契約締結後におけるご注意事項（通知事項）

保険契約申込書およびその付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときは、その発生を知った後、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知（承認請求）ください。

事故が発生した場合

■事故が発生した場合の弊社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく、下記の事項を取扱代理店または弊社までご通知ください。正当な理由がなくご通知がいただけなかったときは、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください 。

●事故発生の日時・場所　●被害者の住所・氏名・電話番号　●事故の原因・状況
●証人（目撃者）がいる場合は、その方の住所・氏名・電話番号　●他の保険契約等の有無および有の場合はその内容　など

■保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、保険金請求書および事故の状況に応じて必要な書類をご提出ください。事故の際、弊社よりご案内いたします。

■保険金請求権

保険金請求権については、時効（３年）がありますのでご注意ください。

■示談交渉

この保険には、弊社が被保険者に代わって相手の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。ただし、賠償事故が円満に解決するようご相談に応じます。なお、あらかじめ弊社の同意を得ないで損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等を差し引いて、保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱い

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。
詳細につきましては、弊社ホームページ（https://www.newindia.co.jp/）をご参照ください。

その他のご注意

●このパンフレットは、施設賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、保険会社破綻時等の取扱い、その他この保険の詳しい内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・賠償責任保険追加条項・特別約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
●取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。
●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】

このパンフレット、取扱代理店または下記弊社営業店までご連絡ください。

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日９：30～17：30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	平日９：00～17：00
名古屋支店	052-533-9961	
岐阜支店	058-207-0021	
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

≪一般社団法人　保険オンブズマン≫
電話 03-5425-7963
（受付時間：土日、休日、年末年始等を除く　午前９時～12 時、午後１時～5 時）
ホームページ：https://www.hoken-ombs.or.jp/

【引受保険会社】

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）

日本支社　〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 （エステック情報ビル）
TEL:03-5326-7396（大代表）
ホームページ：https://www.newindia.co.jp/

【お問い合わせ】

NL24－057　2025.04